一　Tier２資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金
二　第四十条第五号の額
三　次のイからハまでに掲げる額の合計額（ただし、次章に定める所要資本の額に15％を乗じた額を限度とする。）
イ　第四十条第一号ロの額に50％を乗じた額
ロ　第四十条第一号ハの額
ハ　無形固定資産のうちソフトウェアの貸借対照表等計上額（ただし、関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するものとする。）に10％を乗じた額

第四款　Tier２適格資本の調整

（Tier２適格資本の調整の額）

第四十四条　第四十一条第一項に掲げるTier２適格資本の調整の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
一　他の金融機関等が意図的に保有しているTier２資本調達手段の額（ソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率の向上を目的として、保険会社等と他の金融機関等が資本調達手段を意図的に相互に保有している場合における当該他の金融機関等が保有する資本調達手段の額に限る。）
二　自己のTier２資本調達手段への投資であって、資産の部に計上されているものの額

第五章　所要資本

第一節　総則

（所要資本の額）

第四十五条　所要資本の額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定めるものの合計額とする。
一　保険事業に係る所要資本の額　次のイ及びロの合計額からハの額を控除した額
イ　次に掲げる額を基礎として第八節に規定する統合方法により計算した額
⑴　生命保険リスクの額
⑵　損害保険リスクの額
⑶　巨大災害リスクの額
⑷　市場リスクの額
⑸　信用リスクの額
⑹　オペレーショナル・リスクの額
ロ　マネジメント・アクションの効果の上限超過額
ハ　所要資本の税効果の額
二　非保険事業に係る所要資本の額　第十節に規定する額（単体ベースにあっては０とする。）
２　連結ベースの計算においては、持分法が適用される子会社等のうち保険事業に分類したもの（第八条第一号後段の規定により持分法が適用される会社を含む。）の持分法による評価額は前項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額の計算の対象とするエクスポージャーに含めるものとし、当該保険事業に分類したものに係る同号イ⑴から⑶まで、⑸及び⑹に掲げるリスクの額は０とするものとする。

（マネジメント・アクションの効果）

第四十六条　保険事業に係る所要資本の額の計算において、次条第一項各号に掲げるリスクの額（次条第一項第二号に掲げるその他の巨大災害リスクに含まれる各リスクの額にあっては、第九十条第三号に掲げる感染症の流行によるリスクの額に限る。）を算出するに当たり、マネジメント・アクション（第十三条第十項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）の効果を考慮するものとする。
２　前項におけるマネジメント・アクションの効果は、第十三条第十項柱書に定めるところと整合的に計算するものとする。
３　前条第一項第一号ロに掲げるマネジメント・アクションの効果の上限超過額は、次の算式により得られる額とする。ただし、０を下回る場合は０とする。

保険事業に係る所要資本の額$_{\text{MA考慮前}}$
－保険事業に係る所要資本の額$_{\text{MA考慮後}}$
－マネジメント・アクションの効果の上限の額

保険事業に係る所要資本の額$_{\text{MA考慮前}}$は、前条第一項第一号イの計算において、第十三条第五項に規定する将来の裁量給付に係るマネジメント・アクションの効果を考慮せずに計算した各リスクの額（ただし、同号イ⑹に掲げるオペレーショナル・リスクの額は０とする。）を基礎とした場合の額

保険事業に係る所要資本の額$_{\text{MA考慮後}}$は、前条第一項第一号イ⑹に掲げるオペレーショナル・リスクの額を０とした場合の同号イの額

マネジメント・アクションの効果の上限の額は、将来の裁量給付に係る正味現在推計の額

（ストレス・アプローチによるリスクの額の計算）

第四十七条　次の各号に掲げるリスクの額の計算にあっては、ストレス・シナリオに基づき経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産（経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額から負債の額を控除した額をいう。次節、第四節第三款及び第五節において同じ。）の減少額を基礎としてリスクの額を計算するものとする（以下「ストレス・アプローチ」という。）。